

～ 心をつなぐ手話 ～

問い合わせ 障害福祉課 ☎38-2043/FAX38-2178

本年 4 月に「芦屋市心がつながる手話言語条例」を制定し、
手話の普及に向けて、さまざまな事業に取り組んでいます

手話は、耳が聞こえない、聞こえづらい
う者が、手指や体の動き、表情を使って意思を
伝え合う『言語』です。

多くの人は音声言語(日本語や英語など)で
コミュニケーションをとっています。同様に、
聴覚障がいのある人は言語として手話を使う
ことで、日々のコミュニケーションをとって
います。

市では手話への理解を深め、手話が広く普
及するよう努めるとともに、手話を使う市民
が安心して社会生活を送ることができる環境
を整備していきます。

また、「芦屋市心がつながる手話言語条例」
の制定をきっかけとして、障がいへの理解を
深め、市民の心がつながり、障がいのある人も
ない人も、全ての人が地域で支え合いながら
安心して暮らせるまちの実現を目指してい
きます。



“約束(する)”を表す手話

取り組みや事業の紹介

手話通訳者の設置

障害福祉課の窓口にて、手話通訳者を設置し、手続
きの際の手話通訳や相談対応を行っています。

出前講座(手話入門)の実施

手話をもっと身近に感じるため、簡単な手話を
学びませんか？

- 対象 市内在住・在勤・在学者で構成する
おおむね20人以上の団体やグループ
- 申し込み 講座実施日の1カ月前までに下記へ
- 問い合わせ 生涯学習課
☎38-2091/FAX38-2072



障害福祉課(手話通訳者) 山脇喜子

手話通訳・出前講座
でお手伝いします。

手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚に障がいのある人が参加できる
よう、市が主催する講演会やシンポジ
ウム等に手話通訳者・要約筆記者を派
遣しています。

講演会での手話通訳者/要約筆記者



職員向け手話研修の実施

職員が手話を学ぶことを通じて
障がいに対する理解を深めています。



新入職員向け手話研修

公立小・中学校での手話講習

社会福祉協議会が、公立小・中学校にお
いて、福祉学習の一環で手話講習を実施し
ています。



市内小学校での福祉学習

第10回 障がい見。者作品展

あたたかい作品たちに
ふれあってみませんか

- 日時 12月5日～11日
午前9時30分～午後5時
- 会場 保健福祉センター(エントランスホール)
木口記念会館(1階ホール)
- 問い合わせ
障がい者基幹相談支援センター
☎31-0739/FAX32-7529

